

公立大学法人宮崎県立看護大学職員兼業規程

平成 29 年 4 月 1 日
規程第 57 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学職員就業規則（平成 29 年規則第 2 号。以下「就業規則」という。）第 29 条に基づき、職員の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「兼業」とは、謝礼及び実費弁償等の有無並びに勤務日（公立大学法人宮崎県立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 29 年規程第 60 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条第 7 項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）及び勤務時間（勤務時間等規程第 2 条第 5 項及び第 6 項の規定により割り振られた勤務時間をいう。）の内外にかかわらず、法人の職以外の職を兼ね、又は法人の職務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。

(兼業の種類等)

第 3 条 職員が行うことのできる兼業の種類及び範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 営利企業の役員等兼業

教員の研究成果を活用して事業を行う営利企業（以下「研究成果活用企業」という。）の役員その他の職を兼ねる場合

(2) 自営の兼業

職員が農林水産業等の事業又は不動産若しくは駐車場の事業を営む場合（名義人が他人であっても本人が事業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）

(3) 営利企業の事業兼業

研究成果活用企業の事業に直接関与する業務に従事する場合

(4) 営利企業の事業外兼業

営利企業の事業に直接関与しない業務に従事する場合

(5) 行政機関の兼業

ア 国又は地方公共団体に設置されている審議会等の委員の職を兼ねる場合

イ 国又は地方公共団体に置かれる非常勤の職を兼ねる場合

(6) 営利企業以外の団体の兼業

ア 営利企業以外の団体の役員その他の職を兼ねる場合

イ 営利企業以外の団体の業務に従事する場合

(7) 他の大学等の兼業

ア 学校教育法に定める学校（専修学校を含む。以下「学校」という。）の非常勤講師等の職を兼ねる場合

イ 他大学に置かれる非常勤の職を兼ねる場合

(8) 講義、講演等

国、地方公共団体又は学校等から依頼を受けて講義、講演その他これらに準ずる発表等を行う場合

2 前項の規定に基づき兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

(兼業の許可等)

第 4 条 前条に規定する兼業を行おうとする職員は、あらかじめ兼業従事許可申請書に依頼文等の申請内容に関する資料を添付し、理事長に提出して許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、兼業を許可しない。

- (1) 業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職との間に特別の利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがある場合
- (4) その他法人の職員として適当でないと認められる場合

2 理事長は、前項各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合であっても、要勤務日（勤務日のうち勤務時間等規程第7条に規定する休日を除いた日をいう。）において兼業に従事する時間数が、4週間で平均して1週間につき8時間を超える場合（理事長が別に定める場合を除く。）には、兼業を許可しない。

(兼業日時の届出)

第6条 具体的な兼業日時を特定せず、通年等による包括的な兼業の許可を受けている職員は、理事長が別に定めるところにより、兼業日時が確定するごとに、その都度、速やかに当該日時を理事長に届け出なければならない。

(兼業の許可期間)

第7条 兼業の許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度とすることができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(許可の取消し)

第8条 理事長は、この規程に基づき許可をした後において、事情の変更その他の事由により第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったと認める場合若しくは当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合又は当該職員が許可の条件を遵守しなかった場合、第6条に規定する届出を行わなかった場合若しくは次条に規定する報告を行わなかった場合は、その許可を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第9条 この規程に基づき兼業の許可を受けた職員は、当該兼業に従事した日時及び場所等について、翌月15日（その日が日曜日、土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに理事長に報告しなければならない。

(法人の免責)

第10条 兼業による事故については、法人は一切その責任を負わない。

(懲戒処分対象)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則による懲戒処分の対象となる。

- (1) 第4条に規定する許可を得ないで兼業に従事した場合
- (2) 第6条に規定する届出を怠った場合又は虚偽の届出を行った場合
- (3) 第9条に規定する報告を怠った場合又は虚偽の報告を行った場合
- (4) その他この規程又は第12条の規定に基づき理事長が別に定めるものに違反した場合

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。